

病院はweb署名です 〆切：9/24

人事委員会宛署名にご協力を

コロナ対応を含め、安心・安全な医療提供に日々奮闘されている組合員のみなさんに、心より敬意を表します。いよいよ私たちの給料を決める取り組みがスタートします。今回は、中立の第三者機関として、知事と県議会議長に対し、給料の勧告を行う「人事委員会」へ署名を提出します。秋の県当局との交渉につながる重要な署名です。例年と異なりweb署名となりますが、ご協力をお願いします。

- ① 右のQRコード又はURLからHPを開いて下さい。
- ② 要請内容（下記※）が表示されるので、その最後に名前を記入し、病院名を選択して下さい。
- ③ 送信ボタンを押して下さい。

①



<URL> <https://forms.gle/xKg85d7NUBb3s1JA6>

②

氏名*
氏と名の間に1文字空けてください。（例：横山 太郎）

回答を入力

病院名*

- ☒ がんセンター
- ☐ こころの医療センター
- ☐ こども病院
- ☐ 加古川医療センター
- ☐ 姫路循環器病センター
- ☐ 西宮病院
- ☐ 丹波医療センター
- ☐ 淡路医療センター
- ☐ 尾崎総合医療センター
- ☐ 粒子線医療センター

③

送信

※【要請署名内容】

生活水準と維持・改善、士気確保につながる勧告を求める要請署名

人事院は8月10日、本年の官民較差に基づき、国家公務員給与を月例給据え置き、一時金を0.15月引き下げる勧告を行いました。

また、人事院から「国家公務員法の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出」が行われ、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進をさらに進めるために、育児休業の取得回数制限緩和、不妊治療休暇の新設、非常勤嘱託員の育児休業等の取得要件緩和などに言及しました。

2年連続の引き下げとなったことは、官民比較に基づくものとはいえ、コロナ禍で県民の生命と生活を守るために奮闘している職員の実態を踏まえると残念と言わざるを得ません。

特に一時金について支給月数の引き下げ分を全て期末手当から差し引くとしたことは、地方自治体の会計年度任用職員には勤勉手当が支給されていない実態を踏まえると、極めて不満が残ります。さらに、再任用職員においても0.10月の期末手当引き下げが勧告され、納得出来るものではありません。

新型コロナウイルス感染症について、4回目の緊急事態宣言が発令されるなど感染拡大は未だ収束せず、現場では引き続き対応が求められており、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。

つきましては、地方自治法および地方公務員法の本旨と、労働基本権制約の代償措置としての重要な役割を果たすことを十分認識され、職員の置かれた厳しい実態を考慮し、下記事項の勧告にむけ、最大限の努力を払われますよう強く要請します。

【 要 求 項 目 】

1. 民間賃金実態に基づく公民比較を精確に把握し、月例給の水準を維持・改善する勧告を行うこと。
2. 一時金については、精確な公民比較を行い、職員の生活を守るために必要な支給月数を確保すること。会計年度任用職員の期末手当の引き下げを行わないこと。
3. 定年年齢の引き上げを見据え、高齢期職員の生活水準を確保すること。また、再任用職員については、一時金の支給月数増や生活関連手当の支給を含め、賃金水準を改善すること。
4. 公民比較における役職の対応関係については、従来の対応関係に戻すこと。
5. 地域手当については、本県におけるこの間の経過を十分に踏まえ改善勧告を行うこと。
6. 諸手当については、職員の職務や生活実態を踏まえ、改善すること。特に、交通用具使用者の通勤手当を改善すること。
7. 長時間労働の是正に向けて超勤上限規制の法改正等を踏まえ、労働基準監督機関としての職権を適切に行使し、超過勤務縮減のための抜本的な対策を講じること。
8. 新型コロナウイルス感染症への対応については、状況が長期化していることを考慮し、職員の感染防止、健康確保のため、適宜、必要な措置を講じること。
9. 人材確保の観点から、初任給基準を引き上げること。
10. 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、無給休暇を有給休暇とするなど処遇改善を行い常勤職員との均衡を図ること。
11. 休暇・休業制度全般の拡充を図ること。
12. ハラスメントの防止にむけ「兵庫県ハラスメント防止指針」および「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」を踏まえ、適切に対応すること。
13. 育児・介護休業法の改正（出生時育児休業の創設、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和等）および、それを踏まえた国に於ける措置も踏まえつつ、適切な処置を講じること。

よろしくお願いします

